

○光市路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金交付要綱

令和6年5月21日

光市告示第84号

改正 令和7年3月31日告示第46号

改正 令和8年3月31日告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、光市における公共交通を将来にわたって持続可能なものとするため、市内に路線を有する乗合バス事業者及び市内に営業所を有するタクシー事業者への就労を促すとともに、市内への定住促進を図るため、市内の乗合バス事業者及びタクシー事業者に就労した運転手に路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「定住」とは、永く住むことを前提に本市の住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。

(交付対象となる就労先)

第3条 給付金の交付の対象となる就労先は、次に掲げる要件に該当する事業者（以下「交付対象事業者」という。）であって、現に市内で事業を実施しており、かつ、今後も事業を継続する意思があるものとする。

(1) 給付金の交付を受けようとする者が就労した日において道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けて同法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業を行っており、次のいずれかに該当すること。

ア 市内に本社、支店、営業所等（以下「事業所等」という。）又は乗降可能な停留所を有し、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者

イ 市内に事業所等を有し、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う事業者（一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）のみを行う事業者を除く。）

（交付対象者）

第4条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 1週間の所定労働時間が20時間以上である期間の定めのない雇用契約を締結し、新たに交付対象事業者に就労した者
- （2） 一般乗合旅客自動車運送事業として運行する乗合バス又は一般乗用旅客自動車運送事業として運行するタクシーのうち、主として市内で走行する車両の運転業務に従事する者
- （3） 継続して3年以上の就労が見込まれる者
- （4） 令和8年4月1日以後初めて交付対象事業者に就労した日（以下「就労した日」という。）前1年以内に交付対象事業者のいずれかを自己都合又は自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇により退職していない者
- （5） 就労した日において本市に定住している者又は就労した日前1箇月以内若しくは就労した日以後2箇月以内に本市の区域内に転入し、定住することとなった者
- （6） 市税を滞納していない者

2 前項第1号の規定にかかわらず、交付対象事業者と期間の定めのある雇用契約を締結し、新たに就労した者であって、当該交付対象事業者と就労した日の属する年度末までに期間の定めのない雇用契約を締結する予定であるものについても交付対象者とすることができる。

（給付金の額等）

第5条 市長は、交付対象者に対し予算の範囲内で給付金を交付することができる。

2 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 本市に定住している者又は就労した日前1箇月以内若しくは就労した日以後2箇月以内に本市の区域内に転入し、定住することとなった者（次号に該当する場合を除く。） 1人当たり30万円

(2) 就労した日前1箇月前以内又は就労した日以後2箇月以内に県外から本市の区域内に転入し、定住することとなった者 1人当たり40万円

3 給付金の交付は、1人につき1回限りとする。

(給付金の交付申請)

第6条 前条の規定による給付金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、就労した日以後、市長に提出しなければならない。

(1) 第二種運転免許証の写し

(2) 住民票の写し

(3) 就労証明書(様式第2号)

(4) 履歴書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(給付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、給付金の交付の可否を決定し、路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金交付請求書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(給付金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに給付金を交付決定者に交付するものとする。

(報告及び調査)

第10条 市長は、給付金の適正な交付を確保するため、交付決定者を雇用する交付対象事業者に対し、路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金現況報告書(様式第5号)の提出を求め、又は担当職員を事業所等に立ち入らせて帳簿、書類等の確認若しくは関係者への質問等の調査を実施させることができる。

(給付金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、給付金の交付の決定を取り消し、交付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。返還を求める給付金の額は、別表のとおりとする。

- (1) 就労した日から起算して3年以内に当該交付対象事業者を退職したとき。ただし、退職した日の翌日に交付対象事業者のいずれかに就労した場合を除く。
- (2) 就労した日から起算して3年以内に本市の区域外に転出したとき。
- (3) 就労した日から起算して3年以内に第4条第1項第1号に規定する雇用契約の要件又は同項第2号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により給付金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年5月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日ま

で第7条に規定する交付決定を受けた事案については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和7年告示第46号）

この告示は、令和7年3月31日から施行する。

附 則（令和8年告示第51号）

この告示は、令和8年3月31日から施行する。

別表（第11条関係）

要件	就労した日からの経過年数	返還を求める給付金の額	
		給付額30万円の場合	給付額40万円の場合
第1号から第3号に該当する場合	1月未満	300,000円	400,000円
	1月以上	291,667円	388,889円
	2月以上	283,334円	377,778円
	3月以上	275,000円	366,667円
	4月以上	266,667円	355,556円
	5月以上	258,334円	344,445円
	6月以上	250,000円	333,334円
	7月以上	241,667円	322,223円
	8月以上	233,334円	311,112円
	9月以上	225,000円	300,000円
	10月以上	216,667円	288,889円
	11月以上	208,334円	277,778円
	12月以上	200,000円	266,667円
	13月以上	191,667円	255,556円
	14月以上	183,334円	244,445円
15月以上	175,000円	233,334円	

	1 6 月以上	166,667円	222,223円
	1 7 月以上	158,334円	211,112円
	1 8 月以上	150,000円	200,000円
	1 9 月以上	141,667円	188,889円
	2 0 月以上	133,334円	177,778円
	2 1 月以上	125,000円	166,667円
	2 2 月以上	116,667円	155,556円
	2 3 月以上	108,334円	144,445円
	2 4 月以上	100,000円	133,334円
	2 5 月以上	91,667円	122,223円
	2 6 月以上	83,334円	111,112円
	2 7 月以上	75,000円	100,000円
	2 8 月以上	66,667円	88,889円
	2 9 月以上	58,334円	77,778円
	3 0 月以上	50,000円	66,667円
	3 1 月以上	41,667円	55,556円
	3 2 月以上	33,334円	44,445円
	3 3 月以上	25,000円	33,334円
	3 4 月以上	16,667円	22,223円
	3 5 月以上	8,334円	11,112円
第4号に該当する場合	—	300,000円	400,000円